

平成25年9月24日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 関矢孝夫

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 9月24日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、通学区域再編計画（案）及び守門こども園（仮称）について執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、議会報告会実行委員会の委員に志田貢委員を選出した。
また、湯之谷地域の保育園統合について執行部から説明を受けたほか、広神東小学校グラウンド復旧工事について質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情
- (3) 議案第88号 魚沼市子ども・子育て会議条例の制定について
- (4) 議案第91号 土地の取得について

2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
 - ・通学区域再編計画(案)について
 - ・守門こども園(仮称)について
- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他

3 日 時 平成25年9月24日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 大平市長、星教育長、池田環境課長、富永教育次長

9 書 記 小幡議会事務局長、関主任

10 経 過

開 会 (9:58)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。このところの晴天が続き、きのう、おとといの連休等で稲刈りのほうも順調に進み、この先もこのまま刈り取りが順調に行われるよう願っております。また、本日は、当委員会に議案2件、請願、陳情各1件ずつ付託になっておりますので、皆様方の慎重審議をよろしく

お願いいたします。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議いただきます。

(1) 請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

関矢委員長 日程第1、請願第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 請願の趣旨それから理由については、お手元の請願書のとおりであります。請願者から私のほうにお願いの言葉が届いておりますので朗読させていただいて、皆さんからご審議をお願いしたいと考えております。それでは朗読させていただきます。貴職におかれましては、日ごろより地方自治発展のため、そして児童生徒のためにご尽力をいただき、誠にありがとうございます。また、毎年30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を初めとする教育予算の充実などの請願書の採択について、ご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。この間のお力添えにより、県内では小学校3年生における30人以下学級が始まりました。下限25人という条件つきのため20校に限られたものであるものの、実に12年ぶりの少人数学級拡大となりました。一方、国段階で2011年度から2年連続で続いた少人数学級拡大の流れが足踏み状態となっています。文科省の概算要求では、2013年度から2017年度までの5年間で、小中学校全学年で35人以下学級を実現する新たな教職員定数改善計画を予定していたものの、予算案には盛り込まれませんでした。財務省は、子どもの自然減に伴う教職員定数減以上に教職員を減らすべきという考えを打ち出しており、予断を許さない状況です。いじめ、不登校等の問題がクローズアップされ、一人一人に寄り添った教育が求められている中でありますが、教育条件の改善をめぐる情勢は厳しく、子どもたちに十分な教育環境を提供できていない実情があります。今年度も教育の一層の充実に向けた請願書を提出いたします。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。慎重な審議をよろしくお願ひいたします。

関矢委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員、ありがとうございました。(高野議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

森島委員 この請願は、県教職員並びに小千谷北魚沼支部ということで上がってきているわけですが、今までもこのような請願が幾たびの定例会に付託されてきています。各議会の対応はどのようになっているのか、事務局に伺います。

小幡議会事務局長 事務局では特に調査をしておりません。

関矢委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第5号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものすることにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第5号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採

択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 意見書(案)朗読

関矢委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

(2) 陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情

関矢委員長 日程第2、陳情第1号、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情を議題とします。本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから陳情第1号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって陳情第1号は、採択すべきものと決定されました。本陳情を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 意見書(案)朗読

関矢委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

(3) 議案第88号 魚沼市子ども・子育て会議条例の制定について

関矢委員長 日程第3、議案第88号、魚沼市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

富永教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 今までの委員会での質疑の中では、公募による市民を求めたいというような答弁でありましたけれども、この条例案の中には、4条の中に公募による市民がないのでありますが、このことについて本会議で本田議員からも質疑がありましたけれども、再度そのことを確認させていただきたいと思います。

富永教育次長 今ほどの件であります。以前この場でも発言いたしましたけれども、私どもとしては条例の文言にかかわらず公募をする予定でございます。市の内部審査で今のよ

うな形になったということではありますが、公募を進める予定でございます。

渡辺委員 本会議でも教育次長から説明を受けましたし、また、本田議員からは2条の1項と2項の条文についても説明を求め、その説明を伺いましたが、まずこの2条の重要性を確認させていただきたいと思えます。子ども・子育て法77条1項4号で規定されている権限は、調査審議することであって意見を延べることを含んでおりませんが、正式の諮問を受けなくても日常的に附属機関を通じて実際の事務執行でフィードバック可能であります。つまり、行政機関がある特定の権限を与えられていないからといって、それが与えられた任務、所掌事務の範囲内であり、かつ公益上必要なことであるならば、それを事実上の行為として行うことができるのであります。ところが、特に行政法上においては、行政主体やその機関の権限の有無に関しては、何をするために存在しているのか、その主体や機関にとってその存在の要否自体にかかわる重要事項ですので、事実上行うことができることと、正式の権限としてできることを厳密に分けて考えて条例というのはつくられているものと思えます。調査審議する権限が与えられており、その成果を執行機関に対して事実上フィードバック、意見を述べることもできるとしても、これを建議する権限として与えられていなければ建議はできないのであります。どういうことかといいますと、建議する権限として与えられていると、会議が何らかの建議を行った場合、それは条例上の正式の権限行使としてなされたわけですから、建議を受けた執行機関側がこれを全く無視するわけにはいかなくなります。執行機関と会議とが良好な関係であれば、事実上のフィードバックでも、権限としての建議でも、その実際の効果は大して変わらないのでありましょうが、政治的に対立する関係であれば、事実上のフィードバックはほとんど用をなされないのに対して、建議はそれなりの意味を持つことになると思えます。また、会議のメンバー構成が変わり、4年に一度の選挙で市長が交代したりしても、条例上の権限に基づく建議であれば、自治体の政策として存続することになりますし、すなわち新たな政策形成に当たってそれなりに尊重される。つまり建議された政策を変更するには、それなりにきちんとした理由づけが必要になるのに対し、事実上のフィードバックではそのような意味を持たないということになるかと思えます。ちょっと長くなりますけれども、また、子ども・子育て法の77条1項4号は、既に諮問がなくても調査審議することを建議として規定しているのだから、諮問がなくても意見を述べることである権利を規定している2項は、1項後段のみ係らしめれば十分ではないかという考え方もありますが、この条例がこの77条1項各号に建議することを会議の権限とすべきことを規定しているということは、ほかならずほかの政策と比べて子ども・子育て支援法の4つは特に重要な位置づけが与えられたというふうに考えられます。仮に2項を1項後段にのみ係らされた場合には、市が実施する施策全て同じ位置づけで扱っていることにはなりますが、例えば会議の中で意見を述べる、あるいは建議する事項として子ども・子育て支援法とそのほかの施策どちらを優先すべきかについては、会議の裁量に委ねられることになるのですが、この条文の構造では、子ども・子育て支援法のほうを優先すべきであると解するのが自然であり、したがって、この条文はそうしたことを踏まえてこのような構造になっているものと思われま。実際にこの条例案を作成したのは執行部であります。条例の議決権は議会にあり、その議会議員を選んだ主権者たる住民であるというふうに考えますと、この条例の構造としては、住民若しくは議会が会議に建議の権限を与えることによって執行機関に対する権限の均衡を

図ったというふうになるかと思えます。このように執行機関がここまで住民参加の重要性を鑑みて条例を提案してきたことを私は高く評価させていただきたいと思えます。この会議の性質を、このように厳密に条例に盛り込み、また、この会議の権限を事実上行うことができることと正式の権限としてできることを厳密に分けて規定しているこの条例でありますから、この会議が広く子育て当事者や市民の声を反映させるために会議の委員を公募すると、この委員会で明言するのであれば、前述いたしましたように会議のメンバーの構成が変わったり、4年に一度の選挙で市長が交代したりしても公募が義務づけられるように、「公募による市民」を条例に規定すべきではないかと考えます。つまり、公募すると明言されているのであるならば、「公募による市民」を条例に規定しないのであれば、それなりに合理的な理由づけが必要になるかと思われませんが、その点はいかがでしょうか。

富永教育次長 全体の聞き取りが不十分かもしれませんが、公募を条文に盛り込まなかったのはどうしてかということでしょうか。

渡辺委員 要するに、公募すると明言されているのであるならば、これだけのきちんとしてつくられている条例案ですので、なおさらのこと「公募による市民」というのをこの条例に規定しないのであるならば、それなりに合理的な明解な理由づけが必要になるのではないのでしょうかということです。

富永教育次長 明確なお答えになるかどうかわかりませんが、先ほど申し上げましたように私どものほうでは市の内部審査でチェックを受けたところでありましてけれども、全体の考え方としては、今までの市の条例で同じような附属機関の条例等と整合性をとる、あるいは規定しなくても公募できるわけでありまして公募を妨げないということから、提案のような条例になったということであります。

渡辺委員 今ほどの説明ですと、教育委員会のほうから「公募による市民」を入れておいたんだけれども、その後それが今までの魚沼市の条例あるいは審議会等の規定の中に「公募による市民」がないのではないかとということで、市長が必要と認める者の中に公募が入ればいいのではないかとということで削られたという経緯があるというふうに説明いただいたということでしょうか。

富永教育次長 削られたといいますか、それも妨げないということで今の条例案になったという経緯があります。

渡辺委員 平成21年にまちづくり条例が制定され、平成21年7月告示の中の魚沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱の中には、確かに2条の中に委員会の「公募による市民」がうたわれているというのが1つあります。確かにまちづくり委員会の条例ができる前ですと、そこにうたわれていないというようなことがありますので、古い設置要綱、条例等を見ますとないものが多いのでありますが、21年に制定されているこの要綱の中には「公募による市民」というのが書かれております。であるならば、この場で「公募による市民」というのを規定していくことについて、やはりそれなりの理由づけが必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

大平市長 説明は先ほど教育次長のほうからさせていただきましたけれども、市としては、提案させていただいた条例の中で公募はする考えでありますので、第4条の5号にあります「前各号に定めるもののほか市長が必要と認める者」という中に市民からの公募を行いたいというふうに思います。そういう考えですので、議員の皆さんからは、渡辺委員の考

え方、市の考え方、そこをご検討いただいて最終的な判断をお願いしたいと思いますが、市としてはできればこの提案の中で進めていきたいと思っております。

遠藤委員 確認になりますけれども、仮にこれを修正していただきたいという話で審議された場合、どのような手順になるか確認させてください。

関矢委員長 私の手元に修正案が出されておりますので、この後で質疑をお願いします。

遠藤委員 私は、条例上の解釈という中で、執行部から公募による市民を含むという答弁もありますし、広い解釈をすれば市民公募に値するのが（５）だというのは、ごく当たり前のように感じられますので、何の問題もないのではないかと考えております。また、これまでもいろいろな公募の中でもこういうことがあったと思っておりますし、パブリックコメントで市民の声を求める場面もあります。そういうことを考えますと問題がないのではないかと感じがいいたします。

森島委員 3条、4条関係ですが、15人以内で組織するというので、原案の中でいいんですけれども、第4条の1号から5号、15人以内でどのような割り振りを予定していますか。

富永教育次長 具体的にまだきちんとしたものは出ておりませんが、15人と規定しましたのは、たくさんの方のご意見をいただきたいということでありますが、あまりたくさんだと意見も出しにくい、議論が深まらないという中で、国の定めるこのような第4条の各号の皆さんを考えますと、例えば保護者はたくさんいらっしゃいますし、それから3号の事業に従事する者は、公あるいは私立いろいろありますので難しいと思っております。例えば15を5で割って各3とか、それぞれ2名か3名程度になるのではないかと考えております。これから具体的な検討に入りますが、広くご意見をいただけるバランスをとりたいと思っております。それは国の求めるところでもありますので、そのようにしたいと考えております。

遠藤委員 初めて出される条例でありますので、やっていく取組みの中ではいろいろな声が上がったり、修正せざるを得ない場面も生まれてきたり、このやり方だと広く市民の声が拾えていないじゃないかというような意見等が上がってくる場合がありますが、そういった場合はまたその声に応じて修正等は可能でしょうか。

富永教育次長 おっしゃるとおりでありまして、私どもも先行の自治体の例を勉強させていただきましたが、何せ初めてのことでありますので、必要なことは運用していく中で、条例になるかどうかはわかりませんが修正なり肉付けしていくものと思っております。

遠藤委員 いろんなことで市民の声が拾える、拾えないという場面がこれからもあろうかと思っておりますけれども、やはり私ども与えられた職責としましては、そういった住民の声にきちんと耳を傾けた中で委員会で審議させていただく場面があることをある程度想定することもありますので、そのときはまたそのように願いたいと思っております。

大平市長 委員のメンバーの話になっていますけど、任期が2年です。その2年間、こちらがお願いした人に対して交代することはありませんが、ただ、おっしゃるとおり進め方はご意見をいただきながら変えることは可能であります。

関矢委員長 しばらくの間休憩します。

休 憩 (10 : 35)

休憩中に懇談的に意見交換

再開 (10 : 39)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) 本案に対して渡辺一美委員よりお手元にお配りしました修正案が提出されておりますので、提出者の説明を求めます。

渡辺委員 先ほどの質疑の中でも申しましたけれども、この条例では、会議の性質を厳密に条例に盛り込み、また、会議の権限を事実上行うことができることと正式な権限としてできることを厳密に分けて組み立てられている条例でもあり、それだけ重要な会議の位置づけをされていることと思います。であるならば、公募による市民をこの会議のメンバーとすると執行部側が明言しているのであれば、この条例にきちんと規定すべきだと思います。また、仮に公募すると明言されているにもかかわらず「公募による市民」を条例に規定しないのであれば、それなりの合理的な理由づけが必要になるかと思われまますので、この修正案を提出させていただきます。

関矢委員長 これから提出者に対する質疑を行います。

森島委員 今ほど当局から運用面を含めて第4条の5号に含めているのだということですが、この修正案を下げるということはないということによろしいですか。

渡辺委員 実はこの条例の中には、「委員会等の運営については別に定める」という条項がないんですね。といたしますと、できることならばこの中できちんとうたっていくほうが筋ではないかと。「会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める」とあるんですけれども、執行部の側でこれを別に定めるというのがないものですから、であるならば、ここにきちんとうたったほうがいいのではないかと思います。

遠藤委員 今ほどの条文全体の質疑の中でも執行部側のほうから一般公募は当然行うということ、この条例を運用する中でもし市民に不利益が生まれたときには、進め方など検討、修正していく用意があるとの発言もいただいております。一般公募を書かなくても5号の中の解釈で市民も含むというように私は当然のように理解ができますが、その辺、執行部の答弁を聞いていかがですか。

渡辺委員 条例とかというものは、そんなに簡単に修正なりをすべきものではないと思います。やはり条例は、一旦世の中に出てしまえば、それを修正するにはかなりの合理的な説明が必要になるかと思えます。そのことを鑑みると、ましてやこれは本当に全国でもどの自治体でもそうですけれども初めてつくられる子ども・子育て会議条例でありますので、本当に慎重に審議し、合理的であり、かつ、これで行こうという形でまずは制定をして、もしも逆に公募による市民が必要でないというならば、そのとき本当に必要でないということやうたったほうがいいのではないかと思います。この「公募による市民」を条例に盛り込まないことの合理的な説明のほうが、これだけのすばらしい条文をつくっている執行部に、私はその合理的な説明を求めたいというくらいですので、しっかりとこれは盛り込んでおくことのほうが、先ほど私質問の中でも言いましたけれども、実際にこの条例案を作成したのは執行部ではありますが、条例の議決権は議会にあります。そして、その議会の

議員を選んだのは主権者たる住民でありますので、この条例の構造を一旦条例として制定したときには、この住民若しくは議会がこの会議に対して執行部に対する権限の均衡を図るような、本当にここまで執行部が住民参加の重要性を考えて条例を提案しているなんていうのは、私すごいなというふうに感動しているんですね。そういう意味でも、ここに「公募による市民」というのをうたったほうが、この条例がさらにすばらしいものになると思いますので、ぜひ皆さん方ご検討いただければというふうに思います。

遠藤委員 渡辺委員から条例の重要性ということでお話がありました。確かに私たちの道しるべとも言える市の条例でありますので、そう簡単に変えられるものではないと思いますが、提案されている中に渡辺委員のおっしゃることが大部分含まれているように私は思っております。そういった中で、これが制定された中で運用面におきまして市民から不具合の声が出たときは、やはり市民の声を代弁する議会議員として、その辺をまたテーブルに上げていくのも重要かと思いますが、まだ施行前の案件でありますので、今ここで提案されたものを無理に修正という流れになるのかわかりませんが、執行部の案もある程度は理解し、それをともに取り組むのが私どもの仕事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺委員 私たち議会議員は、執行部の側を向いて仕事をするのではございません。住民に対してどのような条例ができれば一番この条例が住民にとって利益があるかという観点で議論するのが、私たち議会議員の仕事だと思います。

遠藤委員 私たちは市民を向いて仕事をしているからこそ、市民の声を拾い上げなければならないという場面であります。また、市民の声がそこにあるかどうかというのは、やっぱり執行部が提案されたものがきちんと運営されているか、私たちが監視機能を持って見張っていかなければならない仕事が残されているわけでありますので、今ここで出される前のものを修正されるのはどうかということを私は申し上げているのであります。

渡辺委員 条例の議決権、また制定も含めて議会にあるというふうに考えておりますので、そういった意味では、まず条例を制定するときに市民にとってどうであるかということは本当に重要なことだと思います。その後ではなく、今ここで私たちが本当にいいものをつくり上げていこうというのが議会改革の流れでありますし、そこは理解いただけるとうれしなと思っております。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、提出者に対する質疑を終結します。委員長として、本修正案に関する執行部の見解を伺います。

富永教育次長 私どもとすれば提案したわけでありましてけれども、事前に担当部署の総務課とも協議をいたしました。もともと公募を想定しておりますので、修正案につきまして特段の異論等はございません。

関矢委員長 執行部の見解に対して質疑はありませんか。(なし) しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10 : 49)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 50)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10 : 51)

再 開 (10 : 59)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これから議案第88号を採決します。まず、本案に対する渡辺一美委員から提出された修正案について採決します。お諮りします。本修正案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり・異議なし) 異議がありますので、挙手によって採決します。本修正案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第91号 土地の取得について

関矢委員長 日程第4、議案第91号、土地の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

池田環境課長 お手元に不動産鑑定評価書を追加で資料提出させていただきました。不動産鑑定評価につきましては、裏のほうのページにも書いてありますけれども、不動産の鑑定評価に関する法律第38条に基づいて行われておりまして、一番後ろのページに記載しておりますけれども、全ての情報を開示するということではできません。特に比較評価等、取引事例等を参考にしている表の中には、町名ですとか地積、取引時点、取引時点というのは取引を行った年代です。こういったものが出てきますと場所が特定できるということで情報を消去しておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。勝見不動産鑑定士事務所につきましては、三条市にあり、税務課で3年に1回やっております評価替え、それから時点修正等について、税務課のほうでは新潟県にあります公益社団法人新潟県不動産鑑定士協会というところをお願いしていますが、その構成員にもなっております、この地域の不動産、固定資産の評価につきましては精通し、知識、情報等を持っている事務所であるということをつけ加えておきたいと思っております。市の中で取引事例がありました消防署の土地取得の評価、それから旧し尿処理施設跡地の売却時の評価、旧食肉センター跡地の評価などは、全てこの事務所をお願いして評価書を書いていただき、私どもはこの価格を参考に用地交渉に臨んでいるということでもあります。もう1つは、この鑑定評価書の単価をそのまま引用するのではなくて、あくまでもこれは市が相手方と交渉に臨む参考にする

る資料だということでご理解いただきたいと思います。私も鑑定士じゃありませんので全てに精通しているわけではありませんが、大まかなところだけ少し説明させていただきます。(資料「不動産鑑定評価書」により説明) 私どもはこれに基づきまして、現実近くで取引事例があった薬師運動広場、あれが平成23年に取引がなされております。平成23年で地目が田ということで、あそこは都市計画決定に影響はありませんけれども、取得価格が平米4,545円という価格の設定になっています。本会議で説明しましたように、火葬場は都市計画で決定していただいて用途を指定させてもらうということになりますので、将来的には宅地見込みという扱いになるため、鑑定書の中でも将来の宅地見込みで評定しているということでご理解いただきたいと思います。現実的には、この薬師運動広場の単価を引用し、中のほうで用地価格を設定し、今回提案しました月岡養豚団地関係のところについては平米4,000円、一般の畑のところについては4,200円、池沼地域は460円ということで、薬師運動広場の価格を主に引用して用地交渉に臨んで今回仮契約を締結したところでありまして、特に地権者等からのご不満の意見はいただいておりません。ちなみに入広瀬火葬場につきましては、ここも都市計画決定をいたしましたけれども、将来見込み地ということで平米3,520円、これは合併当時の価格ですが、特に不動産鑑定も入れておりません。というのは、旧町村時代はそれぞれの町村で価格を地域ごと、地目別で恐らく価格を設定しておりましたので、既に価格が決定されていたということで不動産鑑定は入れておりません。以上で追加資料の説明を終わります。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　周辺住民に疑念とかうわさとかが広がらないように、こういう鑑定書でやっていますというのを、ある程度具体的な中身を、全部ではないですけどまとめた形で示したほうが私はいいんじゃないかなと思っています。行政が取得した価格について、あれこれ高い、安いという形で、行政まで届かないかもしれないですけども住民のほうでさっき言ったように疑問とか疑念とか広がる可能性も、今までの話を聞いたところによりますとあると思います。今回の事例だけではないですけども、そういうことを生まないための担保をしっかりと、そういう意味での情報は出しておいたほうがよろしいと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

池田環境課長　私も全ての事案に関係しておりませんのでわかりませんが、恐らくこの不動産鑑定評価書を提出したのはこれが初めてだと思います。というのは、行政の場合は、その土地を取得後にどういった使われ方をするという土地利用を設定して取得します。したがって、基本的にはいろんな形の法令等に照らし合わせた中で、また、取引事例等を参考にした中で、当然不動産鑑定士からの評価を参考にして用地交渉に臨むということであり、行政が独自で単価を設定して買い取るということもありませんし、特に公共施設の用地取得につきましては、公正な形でやっているはずだと思います。私は、特にこういった鑑定評価書を全ての土地について提供するのはどうかなというふうに思います。

森島委員　鑑定とはまた違うんですけども、先般の会議のときにも話がありましたけれども、都市計画を変更する場合には説明会をしなければならないというふうになっていると思います。市報では9月18日に開催することになっていたと思いますが、そのときに、計画変更について市民からの意見等がありましたら教えていただきたい。それともう1点、これは議会議決で最終日に決まるわけですけども、着手、完了、供用開始、予定でよろ

しいですが教えていただきたい。

池田環境課長 9月18日の説明会ということで、5名の方の出席がありました。佐藤肇議員からも出席いただき、ほかの方から意見が出ませんでしたので佐藤肇議員から、墓地の関係の駐車場のスペースが少し狭すぎるのではないかとという疑問をいただいたと聞いております。それと、これからのスケジュール的な部分になりますが、都市計画決定手続きが12月あたりに告示になる予定になっております。その後、都市計画区域、火葬場の場所を除きますと3,000平米以上残りますので、大規模開発行為の手続きが必要になります。その手続きが完了しますと、都市計画の区域になりますので建ぺい率等、建物の基準をクリアしなければならないため、建築に関する手続きを踏んでいく必要があります。今のスケジュールですと、26年度の早い時期に工事を発注させていただきたいと思っておりますし、供用開始は、基本計画にもお示ししましたように27年12月に最初の火入れ式を行いたいと思っております。また、28年度まで墓地など残りの公園的な部分、ペット霊園等の整備が残るということになろうかと思えます。

森島委員 供用開始は27年12月ということですのでけれども、完了は27年のいつになりますか。

池田環境課長 全て完了になるのは28年度に食い込むと思いますが、何月かはまだ明言できません。

森島委員 本体は。

池田環境課長 本体は、27年度には完了する予定にしております。

大平委員 取得された後の運営のことについては、計画を持っていますか。

池田環境課長 現行の大沢と入広瀬の火葬場につきまして、指定管理者制度を導入しております。今回は墓地もつきますが、墓地も含めて施設全てを管理していただく指定管理者制度を導入していきたいと考えております。

大平委員 そこが大体決まっているということであれば、市内の墓地の空きなども、将来見通しでどの程度必要かという需要の部分については、既に考えておられますか。

池田環境課長 基本計画と一緒にアンケートの集計結果も配付させていただいたと思いますが、中には集落の空き墓地もありますし、お寺さんの墓地もあります。ただ、アンケートの質問項目の中に「市で運営する墓地を取得したい」という意見が結構ありましたし、パーセンテージ的にも大きいということで、私どもはそういったところでニーズを把握しているつもりであります。議会から指摘もありましたが、実際にいくつの区画を最初に造成するのかという不安を持たれている意見もありましたので、26年度中には公募をして、どの程度の需要があるか見極めて随時造成していきたいと思っております。当初は公募した数を見て区画を決めていきたいと考えております。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第91号、土地の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 所管事務調査について

・通学区域再編計画（案）について

関矢委員長　日程第5、所管事務調査についてを議題とします。最初に、通学区域再編計画（案）について、執行部の説明を求めます。

星教育長　8月5日の福祉文教委員会で、この案についてご説明しましたが、その後、8月末以降9月の第1週にかけまして、関係する3地区の保護者の皆様、関係する旧6町村の住民の方を対象にして説明会を設けました。保護者の方の説明会では、30名から多いところで40名くらいの保護者の方がお集まりになりましたので、それなりの質疑、意見交換はできたと思いますけれども、住民の方対象の説明会は、議員以外は3名、4名程度の方しかお集まりになりませんでしたので、非常に少なかったため、これで説明が終わったということにはできないということで、住民の方につきましてはまた機会を考えたいと考えております。それから保護者の方々につきましては、いろんな質問が出ておりますので、その質問に答える機会若しくは今回と同じような夜7時くらいを設定するのがいいのかどうかについても疑問が出されましたので、学校で行事が開かれた折に説明、意見交換できる時間が与えられれば出向いていきたいと考えております。これまでどんなご意見、質疑が出されたか簡単に申し上げますけれども、反対意見ももちろんございますが、このような児童生徒の人数の減少を見ると統合はやむを得ないのかなと、ただ、今の広神中学の校舎を使うのはいかがなものかというご意見が比較的多く出されておりました。それ以外に細かいところでは、3中学が統合するとなりますと大白川から通う生徒は非常に時間がかかりますので、通学にどんな手段を使うのか、あるいは現在それぞれの学校で行われている部活動が3つ統合したときにきちんとできるのか、あるいは29年4月に統合予定としておりますけれども、いきなり統合するのはやはりちょっと無理ではないか、要するに統合が想定される小学生の段階からいろんな機会をとらえて交流したらどうかという質問が出されました。私どもとしてもできるだけご希望に沿いたいという回答をしております。ただ、広神中学校区の保護者につきましては、どうしても受け入れる側だということで積極的なご意見や質問が出されませんでした。私どものほうとしましては対等の統合と考えておりますので、単に受け入れるんだという気持ちではちょっとこの先困りますので、今後協議会等が設置されたときには、いろんな協議がなされると思いますけれども、その段階で広神中学校という名前があるいはなくなるかもしれません、あるいは当面は現在の広神中学校校舎を使いますけれども、あれもこの先50年とか60年使えるようなものではありませんので、いずれ新しい校舎をつくる段階が来るとは思いますけれども、その折には今のところに必ずしも建設されるとは限りませんので、そんなことも考えてどうかこの問題を議論していただきたいというお願いもいたしました。以上です。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　出された意見をかいつまんでお話しいただきましたけれども、地域、保護者に対して説明を行う期限は、いつまでと考えていますか。

星教育長　私どもとしてはできるだけ早くしたいと考えております。少なくとも学校行事等の場を使うとなると、できるだけ年内の早い段階にしていきたいと考えております。

大平委員　教育長が説明された中で、保護者や地域の意見を聞いて見直しを考えなきゃいけないという具体的な話は、印象としてはかなりありますか。それとも修正は無理なのか、

大ざっぱな形でいいのでお示しできますか。

星教育長 今回の案は、具体的には入広瀬中学校と守門中学校と広神中学校の3校の統合がメインになっておりますので、その部分についての修正は考えておりません。そして、広神中学校の校舎を当面使うということにつきましても、あれを仮に使わないで別のところに建ててからということになりますと、それだけでまた随分と年月が経ってしまいます。当面使えるものは使っていきたいと考えておりますので、その部分についても修正は考えておりません。案のとおりで行きたいと考えております。

大平委員 説明会の中でも、私も何回か出席したのですが、説明会なのに説明ができない、後でお答えしますというだけの説明では説明会ではないじゃないかという意見が出されたと思います。今度は回答を持っていくわけですので、地域、保護者、住民に対してやってはいけないことだと思います。それについてさまざまな意見が出されると思いますが、それについても回答をある程度持っていけないと住民は納得しないと思います。そこら辺は精査して、計画案を示している側ですので、ある程度の質問や不安、意見等に答えられる形でないと、何のために忙しい間に時間を割いて集まって、しかも大事な問題について発展性のあるものにしていこうという形を双方とりたいと思いますが、そういう場にならないのが非常に残念に思います。この前の説明会の二の舞にならないように対応を願いたいと思います。それから、先ほど教育長が広神、入広瀬、守門以外の他の地域では非常に関心が薄いということをお話したと思うんですが、今は対象ではないので当然だと思いますが、教育委員会が示している再編計画案について、もう少し踏み込んだ対応とともに広報の対応、それから計画案の中身をもっと踏み込んだ中身にしないと、大ざっぱな中身を書いただけでは住民はわからないと思います。そこら辺について何かお考えはありますか。

星教育長 できるだけ回答はもちろんですけど精査して臨みたいと考えております。それから、後段のほうですけど、今回のものは平成18年の案を継続していますので、どうしてもその大枠からは逸脱していないので、このような形になっているのは、私はやむを得ないと考えています。ただ、今後どうするか、例えば今回の場合は小学校区については変更しないということで臨んでおりますので、今後恐らくそういったことも問題になってくる機会があるとは思いますが、今までのような、例えば10年計画みたいな案を示して臨むというようなやり方は、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。次の、要するにこの25年度の案が一応終わった段階の次のステージでは、もっと別のやり方を考えていく必要があると考えています。

大平委員 入広瀬のある保護者から伺ったんですけども、やはり対象の入広瀬の地域でも平成18年に出した計画案がいま一つわかっていない。再編計画案は、その当時のPTAや地域の保護者は確かにそれを受けて議論したことはあるでしょうけれども、今現在子育てしているお父さん、お母さん、あるいは地域の人は、聞いてもわからない、知らない。唐突に教育委員会が今年の8月に案を示した。その唐突感は非常に、聞いていても不信感を持っています。なぜなんだと、地域の住民からそれほど強い要望があったのかと。そういうのも実際ないですし、計画案どおりにもし進めるつもりなら、やはり議論を、説明会をして意見交換会をして終わり、じゃあ次のステップに進みましょうという話では、私はよい再編計画ができないと思います。それはなぜかという住民参加がないから。本当にニーズを見れば非常に切迫した状況は誰の目にも明らかです。でも、それを唐突に計画案

を出して示した上でやるという形に、非常に住民も戸惑っています。多くの声は大方賛成という部分もあるんですけども、でも戸惑っています。教育ですので数年先だけじゃなくて10年、20年、30年、ずっと先を見据えた中での計画でなければ、私は意味がないと思うんです。そういう意味で、今からでも住民を巻き込んで、あるいは当事者の保護者の意識をもっと高めるように、そしてお互いの意見がもっと出るように、情報もきちんと出して、保護者もそのことについていろんな角度から考えられるようなことにしていかないと。ただ人数が減ります、それを適正に合わせるような統合をいたします。これでは本当に不信と不安が残るだけで、後は実際に統合したときにどうなるのかということも大きなネックになっているはずで、そういう声も伺っていますので、ぜひ今からでも計画案を出して住民の中に入って具体的な話、それから大枠、大筋は教育委員会はどうしたいんだ、こういう話をしないと、なかなかいい方向にはいかないと思いますので、ぜひ一考願いたいと思います。

星教育長 地域の方の疑念や不安は、私ども払拭する努力を続けていきたいと考えております。それから後段のほうでございまして、できれば私どもも早く協議会のようなものを立ち上げて、具体的な議論をしていきたいと思っておりますけれども、あまり急ぎすぎてもいけないと思いますので、今はこんな形をとらせていただいております。住民参加といってもいろんなスタイルがあると思いますが、私どもそれを全部否定しているわけではございませんので、できれば現在の保護者の方から入っていただけるような協議会を立ち上げて議論をしていければと考えております。

遠藤委員 どこかで説明があったとしたら私が聞き逃したのかもしれませんが、守門、入広瀬地区の地域審議会への説明はどうだったでしょうか。

星教育長 ここで説明した気がしますが、守門と入広瀬の地域審議会は7月25日に説明しました。しかし、私どもがお示した資料を見られて、ちょっとショックが大きかったらしく、こんなに減っているのかと、ある意味こういう話が出るのもやむを得ないのかなという感想が先にありました。その後では、反対とか賛成という意見の前に、通学時間がどれくらいかかるのかといったような話が出たのを記憶しております。保護者の方から出されたものとそんなに違ったものは出されていなかったと思います。

大平委員 適正規模を示していますが、これについて説明の場では教職員が増えるとか、クラス替えができる規模だとか、生徒たちはそれなりに人格を形成するために切磋琢磨できるという説明をされていると思いますが、果たして本当にそうなのか、私は疑問に思います。それはなぜかという、これも入広瀬の話ですが、小規模で入広瀬は幼稚園、小学校、中学校が同じ敷地内で学ぶような形、もちろん異年齢ですので取組み等も大変な部分があるかと思いますが、やはり魚沼市は旧自治体様ではないです。広大な地域でそれぞれ歴史と文化を刻み、それぞれの教育を行ってきた地域であるので、その部分を考えてみても、やはり適正規模に合わせるのは少し無理があるのではないかなと。将来的に考えても少し無理があるのではないかなという感じがぬぐえないんです。であれば、地域に合った教育あるいは堀之内なら堀之内、湯之谷なら湯之谷、入広瀬なら入広瀬、そういう地域性を持たせた・・・（「議長、質疑に徹してもらえませんか」と呼ぶ者あり）

関矢委員長 端的に質疑をお願いします。

大平委員 じゃあ適正規模についての根拠を教えてください。

星教育長　先ほど委員おっしゃるような疑問が出されたのは事実でありますけれども、そんな大きな声でなかったというふうに私は思っています。適正規模という、いわゆる普通名詞があるわけではありませぬので、私どもは一応定義をしています。私どもが考える適正規模はこういうことなんだと。何を根拠にしたかという、先ほども委員の中にありましたように、クラス替えができて、部活動もある程度できて、ということは教員の数に直結しますので、私どもは各学年2クラスから3クラス程度を理想とすると。それに対して、いや、私どもが考える理想とする定数はこれだというのはわかります。わかりますが、私どもはそういうふうにお示ししているわけでありませぬので、それについての反対意見はもちろぬわかります。でも、違ふんじゃないかと言われても、私どもはそういうふうを考えてこの案を責任を持ってお示ししたということですので、ご理解いただきたいと思ひます。ただ、何回も私申し上げますけれども、小学校段階と違つて中学校段階は、やはり大人になる前の大事な時期でありますので、ある程度の規模の中で切磋琢磨して生活する必要はあるということについては、私は見解を変えるつもりはありませぬ。

関矢委員長　本件につきましては、きょう私も小学校の教頭先生とお会いしまして話をしました。説明会を開いても先ほど教育長が言われたように参加者が少なく、まだこの案が住民に行き届いているという感じもいたしません。当委員会としては、また調査を続けますが、教育委員会としてもっと市民の皆さんにこの案を周知できるように働きかけていただきたいと思ひます。その後、この案件についてまた調査していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。この件につきましては、本日は以上とします。

・守門こども園（仮称）について

関矢委員長　次に、守門こども園（仮称）について、執行部の説明を求めます。

富永教育次長　現況について簡単に報告したいと思っております。ご存じのように、守門こども園につきましては、守門開発センターの敷地も含めて利用して建設するということになっております。子ども園の建設スケジュールは、現時点では、地質調査が終了した段階であります。それから、8月に地元の皆さん等にお願ひして建設検討委員会を設けて初会合が持たれております。9月になりまして基本設計の入札が終わり契約の運びになっているところですよ。最終的には、平成27年度中に供用開始という予定で動いております。前提となります開発センター等の状況でありますけれども、まずもって守門庁舎の改修に現在一生懸命取り組んでいるところではありますけれども、改修が終わって開発センターの機能の移転、守門公民館の引っ越しということになろうかと思ひますけれども、これが年度いっぱいかかるのではないかという見通しです。したがいまして、開発センターの解体等につきましては、次の雪消え後という予定をしております。開発センターについては、昭和47年以来長く地域の中心の建物でありましたので、この秋、12月だったでしょうか、お別れのセレモニーをしたいということで、地域の皆さんから実行委員会を設置していただきまして、開発センターのお別れ行事につき具体的な案を練っていただいているという段階であります。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　建設委員会、これは1回開かれたというので、月1回くらいのペースで行くのか、

それとも頻度を上げていくのか、それを1点お伺いしたいのと、メンバーを改めてお伺いします。

富永教育次長　　今ほど口頭で申し上げた件、それから今の件につきまして、次回10月10日号あたりに守門地域に折り込みを入れられたらということで調整を進めております。というのは、なかなか外に見えないところでありまして、様々な話が地元であるようでありますので、できれば状況説明、今後の予定等について印刷物を配布したいと思っております。今ほどのご質疑であります、建設検討委員会の皆さん、何とか年内頑張ってくださいということでも、基本的には基本設計に生かす地域の皆さんの要望等、話し合いながら進めていくということですので、8月中旬に第1回目をやりましたが、今、設計の入札が済んだところでもありますので、もうちょっと話が出た段階で、多分10月になろうかと思っておりますけれども、次の会議を行いたい。その後は進み具合によりまして、場合によっては地域の皆さんも会議に加わっていただきながら進めていこうという状況です。メンバーは10人でありまして、できればチラシ等にメンバーもご紹介したいと思っておりますけれども、民生児童委員の方や区長会会長、地域審議会の会長、あるいは保護者、小学校のPTA、守門保育園、幼稚園の園長、副園長の関係者10名で動き出しております。

大平委員　　現場の保育士とのすり合わせを当然やっているんじゃないかと思いますが、私も外から見ているとちょっとわからない部分がありまして、また聞きなんです、今からすり合わせをしていかないととてもじゃないけどできないという話をちらっと伺ったものですから、その辺のスケジュール的なものをもし考えておりましたらお聞かせください。

富永教育次長　　守門子ども園の建設につきましては、やっところまで来たということでもありますけれども、私どものところに管轄を移す前からこの話がありましたので、その段階で、建て替えのときにどうするかということは、当時の担当部署で現場の保育士を入れて何回か会議を行っております。27年度途中で供用開始という予定ですが、それには今から具体的にシミュレートしていかないと間に合わないということから、随時内部では検討を進めております。

大平委員　　解体というのは、確か子ども園をつくる当初の案を検討されたときに、その場で解体工事をするると保育に対して非常に影響があるので、一旦ほかのところへすべきだということで二転三転してきた経緯があると思っておりますが、開発センターを解体するとき、あるいは子ども園を建設するとき、結構騒音や粉塵も考えられると思うんですが、その辺の対策はもう具体的に考えてやっているんでしょうか。

富永教育次長　　具体的な対策は現在やっておりません。しかし、保護者の皆さんあるいは地域への説明会のときにも質疑があったと思っておりますけれども、当然ながら全然音がしないというわけではありませんが、今学校の耐震化等も、学校を使いながら進めているところがありますので、現在の防音技術あるいは施工の音が出る時間帯をずらす等の工夫で乗り切りたいという話をしております。全く影響がないということはありませんけれども、今の段階では支障がないよう進められると思っております。

関矢委員長　　ほかに質疑ありませんか。(なし) 本件については、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

(6) 閉会中の所管事務等の調査について

関矢委員長 日程第6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。そして、お諮りしますが、閉会中に学校施設、保育園、幼稚園、福祉施設等の視察を、何とか日程調整して行いたいと考えており、正副委員長に一任いただきたいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

(7) その他

関矢委員長 日程第7、その他を議題とします。最初に、議会報告会実行委員会委員の選出についてを議題とします。議会報告会実行委員会委員は、議会運営委員長と各常任委員長及び各常任委員会から1名を選出することと先般の議会運営委員会で決定されました。ついで、当委員会の委員から1名を選出願います。お諮りします。委員長が指名することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。副委員長の志田委員を実行委員会委員に指名します。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。次に、執行部から何かありますか。

富永教育次長 1点だけ、湯之谷地区の保育園の再編の現況につきましてお話ししたいと思います。現況といたしましても、ご存じのように3年前に大沢のさくら保育園をつくし保育園に統合したところであります。その時点で、ひかり保育園につきましては、3、4年先に子どもが少なくなった段階で、やはり統合させていただくという合意が、地域それから議会の場でもあったと認識しております。今年度でちょうど3年が経過します。2年後の平成27年になりますと、現況22名の子どもが14人と大幅に減って、その後なかなか回復しない見込みでありますので、もし統合するとすればそのあたりがきっかけになるのかということで検討を進めております。現在のひかり保育園の保護者の皆さんは、さくら保育園の統合の際にいた方が半分くらいいらっしゃいまして、もう少ししたら統合になるという認識は持っておられます。私どもは、今申し上げましたような状況を念頭に置いて、統合するならばどうなるかという条件を探っているところであります。特に、つくし保育園はスペース的にゆとりがそんなにないということもありますし、どこでもそうなんです、今までの見込みと違って未満児が非常に増えています。全体の子どもの数は増えないんですけども未満児の割合が非常に増えていますので、保護者の皆様の意向それから施設の状態を勘案しながら具体的な検討を進める段階にあります。以上です。

関矢委員長 ただいまの教育次長の報告案件につきましては、次回の所管事務調査において調査を行うこととします。次に、広神東小学校グラウンドの陥没事案について、森島委員から発言を求められておりますので、これを許します。

森島委員 広神東小学校のグラウンドが陥没したのがことしの4月上旬だったと思うんですけども、東小学校の運動会あるいは行事等でグラウンドが利用できない現状であり

ます。私は、こういう事例があった場合、災害と同じような取扱いをすべきだと思っております。そして、一般競争入札ということで8月22日ですか、入札があったかと思えます。これも4月の下旬に陥没して8月22日に入札しなければならない。これは当然、下が水路ということで農地の部分があります。教育委員会は財産の部分で、管理する部分が違うかもしれませんが、やはり災害と同じような緊急を要するというで処理するべきだろうと思っております。また、競争入札にしても、指名でやっていく、そういう緊急性を持つものだと思います。その点について、教育長あるいは市長の考えを、なぜそこまでやっていったのか、その点お伺いします。

星教育長 委員おっしゃるように、4月の雪消えであの穴が見つかりました。当初、私どもも、穴は結構大きかったですけれども、こんな大がかりな工事になるとは思っておりませんでした。業者に見てもらいましたら、あの水路のふたといいたいでしょうか、側壁も含めてぼろぼろになっておりまして、その深さも四、五メートル以上ありますし、グラウンドをかすめているにしては少し内側に入っておりますので、水路の長さも長かったために調査にまず時間がかかりました。いわゆる水路がグラウンドのどこを通っているかという図面がなかったために、広い面を調査しなければならず時間がかかりました。学校それから地域の皆様にもご迷惑をおかけしましたけれども、恐らく一番関心の高いのは運動会ではなかろうかと思いましたが、運動会は従来のように5月には実施できない見込みは当初からわかっておりましたので、学校にお願いして秋に何とか動かしてもらって、本来であれば完璧な状態で運動会が実施できればいいんですけども、それができなくて、現在その工事部分を抜かした部分でやることになっております。非常にご迷惑をおかけしていることについては、申し訳なかったと思っております。

森島委員 私は経過というのはわかっております。ですので、行政としてこういう子どもたちが夏休みもグラウンドを使えない、正直言って6年生が1年間あのグラウンドで授業あるいは学校行事等に使えないという状況を、当然教育長として把握しているわけだと思います。そういう中で、市として本当に緊急を要する部分だと私は思っているんです。災害と同じように、災害協定を結んでいる業者にすぐに工事に入るような取扱いをすべきではないのかという質疑をしているところでありますので、その考え方だけをお聞かせ願いたい。調査はもちろんそうです。それはいいんですけども、水路そのものが壊れているという現状ですので、緊急にやらなければならないのではないかと。言葉では子どもたちのためと言いながら、ちょっと書き物に準じすぎるのではないかと。もちろん条例等は大事ですよ。ですけども、やはり緊急を要するんだという決断をしていただかなければならないと思っております。その1点だけお聞かせ願います。

星教育長 誠に申し訳ありませんでしたけれども、今回の事案につきましては、災害という認識が薄かったという点についてはお詫び申し上げます。今後このようなことが起きたときには、参考にしていきたいと思っております。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし)なければ、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、本日の福祉文教委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (12:04)